

福 井 県 医 師 会

だより

第579号 平成21年(2009)9月



チングルマ (白山)

福井市 石黒 信彦

表紙写真説明：チングルマ (白山)

福井市 石黒 信彦

夏がすぎるとチングルマはかわいい白い花びらを落とし、そのあとから細くて長い毛が伸びてくる。

翠ヶ池で御来光の写真を撮影し終えて、雄大な景色を楽しんでいた。ふと足元を見ると、朝のまばゆい光の中でチングルマが後ろに剣ヶ峰を従えて銀色に輝いていた。

醫 縫 録

交通事故医療問題連絡協議会

労災・自賠責担当理事
福井県臨床整形外科医会会長

岡 田 俊 治



本年4月より福井県医師会労災・自賠責担当理事を務めています。精一杯努力する所存ですので、よろしく願い致します。

平成20年度福井県内において労災による死傷者数は904名で、うち死者は20名です。福井労働局は平成20年から5年間で第11次労働災害防止推進計画の期間とし、労災防止に努めています(福井労働局)。一方、交通事故による死傷者数は4,959名で、うち死者は55名です(福井県警察)。事故防止の究極の目標はゼロにすることなので、中央災害防止協会では、ゼロ災運動の3原則を提唱し注意を喚起しています。しかし、遺憾ながら、十分に注意していても事故は突発的にやってきます。不運にも事故にあえば医療機関を受診することになり、労災保険や自動車保険のもとに医療を受けることになります。労災保険、自動車保険のいずれにしても時として治療費の支払いに関して問題となることがあります。自動車保険の場合、その解決のために交通事故医療問題連絡協議会(三者協議会)が設けられています。医師会、損保料率算出機構、損保同業会医療協議会で構成され、福井県では3カ月に一度開催して種々の問題について話し合われています。その内容について2、3述べます。

まず、「一括払い制度」についてですが、これは加害者の加入している任意保険会社が窓口となり、自賠責保険と任意保険を一括として扱う制度です。「一括払い制度」は損保会社のサービス業務と位置づけられているので、損保会社が治療の必要がないと判断すれば、いつでも支払いを打ち切ることができるのです。裁判でも、「一括払いは医療機関に対して、支払い請求権を課したものでなく、損保会社に対して支払い義務を課したものでない」(大阪高裁平成元年)と判断しており、損保会社にとって非常に好都合です。医療機関側にとって不利な制度なので十分な注意が必要です。肝心なことは、こまめにチェックして支払いについて損保会社に催促することと考えます。また、良心的でないと思える損保会社の一括払いの要求に

ついては受け付けられないことも出来ます。

次に、交通事故に健康保険を使用する場合(第三者行為)ですが、第三者により被害を受けた場合は原則として健康保険の給付は受けられません。しかし、被害者自身が健康保険を提示すれば、それを使用せざるを得ません。この場合、保険者の了解が必要です。交通事故ですから自動車保険を使用するのが第1選択ですが、どの保険を使用するかは被害者自身が決定することで、損保側でも医療機関側でもありません。損保会社が当初から健保を使用させるということも出来ません。しかし、一括払いや過失割合や事故の状況等とも複雑に関連しますが、健康保険を使用することは損保会社にとっては大きなメリットがあるので、損保会社は被害者をその方向に誘導する場合があります。

次に、治療打ち切りについてですが、損保会社は被害者が治療中にもかかわらず何の連絡もなしにその治療を中止したり、一方的に打ち切りすることがあります。治療の必要性は、主治医の医学的判断が優先されるべきであり、損保側が勝手に判断すべきものではありません。治療の中止や打ち切りの際には必ず主治医に連絡することを、医師会側から損保側に申し入れています。なかなか改善致しません。

その他にも多くの問題を含む自動車保険ですが、三者協議会を通して問題点を解決したいと考えています。損保会社とのどんな些細な問題でも県医師会にご連絡下さい。

なお、福井労働局資料、福井県警察資料、中央災害防止協会資料、交通事故ハンドブック、労災・自賠責請求マニュアル等を参考にしました。